

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係わる落札及び契約締結は、当該契約に係る平成25年度本予算が成立し、予算示達が行なわれることを条件とするものである。

平成25年 2月18日

分任支出負担行為担当官

宮古空港・航空路監視レーダー事務所長

石口 澄夫



1 業務内容

(1) 業務件名

平成25年度宮古空港・航空路監視レーダー事務所昇降機設備保全業務請負

(2) 業務の特質等 仕様書による。

(3) 履行期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(4) 履行場所 宮古空港・航空路監視レーダー事務所

(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 大阪航空局長から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 平成22・23・24年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)のうち「役務の提供等」(建物管理棟各種保守管理)でC又はD等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

(5) 平成4年4月1日以降に元請けとして完了した積載量450kg、速度60m/分停止箇所4カ所以上のエレベーター(以下「同種物品」という)の点検保守実績を有すること。

(6) 当該物品又は同種物品の点検保守に、責任者又は副責任者として従事した経験がある技術者又は同等以上と認められる技術者を有し、1名以上派遣できる者であること。

(7) 当該物品の主要構成品の標準図、標準回路図、点検基準及び点検結果に関する判定基準等を有し、点検保守に関する適切な判断が出来ること。

(8) 点検計画作成、材料及び部品手配、技術者派遣、点検整備、社内検査及び立会検査等が実施工程上適正であること。整備に必要な部品を適正に調達できること。

(9) 緊急時(夜間、休日等を含む)の連絡体制が整っていること。

(10) 緊急時の技術者派遣要請に対し、1時間以内に技術者を派遣できる体制を有すること。

(11) 緊急に部品交換等の必要が生じた場合に、迅速に当該物品の設置場所へ部品供給できること。

(12) 本公告に示した案件を確実に実行し得ることを証明するため、入札説明書に掲げる資料を平成25年3月5日(火)までに書類で提出し、本案件の入札競争参加資格の確認を受けること。

なお、期限までに資料を提出しない者、又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争

に参加できない。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒906-0013 沖縄県宮古島市平良字下里1657
大阪航空局宮古空港・航空路監視レーダー事務所 管理課
電話0980-72-3198 管理課 相根 誠
- (2) 入札説明書及び仕様書の配付場所
大阪航空局宮古空港・航空路監視レーダー事務所 管理課
- (3) 入札説明書及び仕様書の配布方法 平成25年2月18日より平成25年3月5日まで縦覧
に供するとともに、必要とする者に無償で貸与する。
- (4) 郵送等による入札書の受領期限 平成25年3月21日(木)17時00分
持参による入札書の受領期限 平成25年3月22日(金)13時30分
- (5) 開札の日時及び場所
平成25年3月22日(金) 13時30分
大阪航空局宮古空港・航空路監視レーダー事務所 1階会議室

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札者に要求される事項
参加を希望する者は、必要な証明書等を所定の受領期限までに上記3(1)に示す場所に提出しなければならない。
なお、開札日の前日までの間において必要な証明書等の内容に関する契約担当官等からの照会があった場合には、説明しなければならない。
- (4) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要。
- (6) 落札者の決定方法
予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、入札説明書の要求要件をすべて満たした入札者の中から、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者と決定する。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (7) 手続きにおける交渉の有無 無。
- (8) 詳細は入札説明書による。